

鹿屋市告示第 336 号

鹿屋市認可外保育施設補助金交付要綱を次のように定めた。

令和 8 年 7 月 3 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 7 月 3 日 決 裁

鹿屋市認可外保育施設補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿屋市内（以下「市内」という。）の認可外保育施設に入所している児童の福祉の増進と健全な育成を図るため、認可外保育施設の設置者に対し、鹿屋市認可外保育施設補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第59条の2第1項の規定により、鹿児島県知事に届け出ている施設（内閣府「企業主導型保育事業」の認定を受けた施設及び事業所内保育事業施設を除く。）をいう。
- (2) 児童 小学校就学の始期に達するまでの者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園に入園している者を除く。）をいう。
- (3) 入所児童 認可外保育施設における利用が1日5時間以上かつ1月5日以上の児童をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす認可外保育施設の設置者とする。

- (1) 市内に所在する認可外保育施設で、引き続き6か月以上日々保護者の委託を受けて保育に欠ける児童の保育を行っていること。
- (2) 1日の開所時間がおおむね8時間以上であること。
- (3) 認可外保育施設を利用する児童の事故等に備えた保険に加入していること。
- (4) 保育室のほか調理室及び便所があること。
- (5) 消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、厚生労働省の定める指導基準におおむね適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助金の交付対象

としない。

- (1) 暴力団及び暴力団員
- (2) 役員等が、暴力団員であると認められる法人等
- (3) 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人等
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、若しくは便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

(補助金の種類等)

第4条 補助金の種類、交付基準額及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の交付額は、別表補助対象経費の欄に定める経費の実支出額から、寄附金その他の収入額を控除した額と、同表交付基準額の欄に定める額のいずれか少ない方の額の範囲内で市長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市認可外保育施設補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を鹿屋市認可外保育施設補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。

この場合において、市長は、必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

(実績報告)

第7条 前条により交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、速やかに鹿屋市認可外保育施設補助金事業実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 収支精算書（別記第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿屋市認可外保育施設補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助事業者が補助金を請求しようとするときは、請求書（別記第7号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 補助事業の施行方法が不相当と認めたとき。
- (3) 補助事業の施行について不正の行為があったとき。
- (4) 補助事業の一部を停止し、又は廃止したとき。
- (5) 決定通知の内容又はこれに付した条件その他市長の指示に違反したとき。
- (6) 次条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (7) その他この要綱の規定に違反したとき。

(報告等)

第11条 市長は、補助事業者に対し、認可外保育施設の管理運営について随時調査し、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月3日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助金の種類	交付基準額	補助対象経費
運営費補助金	入所児童1人当たり年額 12,000円 ただし、児童の入所月数が12 月未満の場合は月割とする。	入所児童の給食に要する材料 費、保育に直接必要な保育材 料費、保育備品、炊具食器費、 光熱水費、保健衛生費及び一 般物品費
管理費補助金	運営費補助金の交付対象とな る施設に対して上限70,000円	保育従事者の資質の向上を目 的とする保育に関する資料等 の購入費及び安全衛生の確保 に要する費用（保育園賠償責 任保険の掛金、調理担当職員 等の検便費等）
夜間保育費補助金	運営費補助金の交付対象とな る施設のうち、午後7時以降 に夜間保育として保育を実施 している施設に対して、月額 30,000円	夜間保育の実施に係る経費及 び人件費

別記

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

住 所

氏 名 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）

施設名

鹿屋市認可外保育施設補助金交付申請書

年度における鹿屋市認可外保育施設補助金の交付を受けたいので、鹿屋市認可外保育施設補助金交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業等の名称 鹿屋市認可外保育施設補助金
- 2 交付申請額 円
- 3 補助事業等の目的及び内容
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書（別記第 2 号様式）
 - (2) 収支予算書（別記第 3 号様式）
 - (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条、第7条関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業実施計画（実績）

第3号様式（第5条、第7条関係）

収支予算書（収支精算書）

1 収入の部

（円）

区 分	予算額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	比 較		備 考
			増	減	
市補助金					
受益者負担					
計					

2 支出の部

（円）

区 分	予算額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	比 較		備 考
			増	減	
計					

補助対象経費	内 容
給食材料費	保育で出される給食調理に必要な材料
保育材料費	保育に必要な文具、絵本、おもちゃ、運動会などの行事にかかる材料等
保育備品	保育や教育、安全確保、事務作業などに使われる、長期間継続して使用する物品
炊具食器費	給食などで使用する炊飯器や調理器具、皿などの食器の購入にかかる費用
光熱水費	光熱水費
保健衛生費	消毒液やマスクなどの消耗品、空気清浄機のような備品、清掃代、クリーニング代、ごみ処理費など、衛生環境を保つための幅広い支出
一般物品費	運営に必要な物品の購入費用。具体的には消耗品費、事務用品費、備品費等
その他	基本は上記経費が対象。その他は要相談

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市認可外保育施設補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度鹿屋市認可外保育施設補助金については、下記のとおり決定しました。

記

- 1 補助事業等の名称 鹿屋市認可外保育施設補助金
- 2 交付決定額 円

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

住 所

氏 名 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）

施設名

鹿屋市認可外保育施設補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた鹿屋市認可外保育施設補助金事業を実施したので、鹿屋市認可外保育施設補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて実績を報告します。

記

添付書類

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 収支精算書（別記第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 6 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市認可外保育施設補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした鹿屋市認可外保育施設補助金については、その額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称 鹿屋市認可外保育施設補助金
- 2 交付確定額 円

第7号様式（第9条関係）

請 求 書

金 円

ただし 年 月 日付け 第 号の補助金交付確定通知書に
基づく 年度鹿屋市認可外保育施設補助金

上記のとおり請求します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）印

施設名

鹿屋市長 様

振込口座

銀行名

支店名

口座種別

口座番号

名義人

（カナ）